

議案第二十九号

港区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十一日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

港区旅館業法施行条例（平成二十四年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号から第三号までの規定中「営業」を「旅館業」に改め、同条第六号イ中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第十二号中「営業の」を「旅館業の」に改める。

第五条中「次のとおり」を「宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき」に改め、同条各号を削る。

第六条第三号を削り、同条第四号中「営業の」を「旅館業の」に改め、同号を同条第三号とする。

第七条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第一条第一項第

十一号」を「第一条第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

第七条第二号中「宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さのロビー及び食堂」を「ロビー又は食堂を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さ」に改め、同条第三号中「調理場は」を「調理場を設ける場合には」に改め、同条第四号イ中「第一条第一項第二号イ又は第三号」を「第一条第一項第一号」に改め、同号に次のように加える。

ハ 階層式寝台を設ける場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上とすること。

第七条第七号イ中「洋式浴室」の下に「を設ける場合」を加える。

第八条を削る。

第九条第一項中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、同項第三号中「第一条第三項第一号」を「第一条第二項第一号」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第三項中「第七条第四号ロ及び第五号から第十一号まで並びに前条第一項第一号」を「第七条第一号、第四号ロ及び第五号から第十一号まで」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に改め、同項第二号中「押入れ」を「寝具類の収納設備」に改め、同条第三項中「第七条第四号口及び第七号から第十号まで並びに第八条第一項第一号」を「第七条第一号、第四号口及びハ並びに第七号から第十一号まで」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条を第十条とする。
第十二条第一項中「第八条及び第九条」を「第七条及び第八条」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 旅館・ホテル営業 第七条第三号、第五号、第六号、第七号口及びハ、第十号並びに第十一号の基準

第十二条第一項第二号中「第九条第一項第一号、第五号、第六号及び第七号」を「第八条第一項第一号、第四号、第五号及び第六号」に、「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条第二項中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「第八条第二項及び第十条第二項において準用する第七条第三号」を「第七条第三号（第九条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第八条第三項及び第十号において準用する場合を含む。」に改め、同条第三項中「第九条第一項第六号及び第七号」を「第八条第一項第五号及び第六号」に、「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条を第十二条とする。

付 則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

（説 明）

旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行による旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合されたことに伴い、旅館・ホテル営業を行う施設の構造設備の基準を定めるため、本案を提出いたします。